

## 「<sup>いのち</sup>生命のがん教育推進プロジェクト事業」実施要領

### (趣 旨)

第1条 京都府がん対策推進計画に基づき、がんに関する正しい理解の普及やがん患者に対する偏見をなくすため、がんの病態や予防等に関する教育・普及啓発に取り組むことで、次世代を担う子ども達が、健康的な生活習慣を習得し、命の大切さや、生きることの素晴らしさに気づき、他者の命を尊重するところを育成するとともに、働き盛り世代のがん検診受診率の向上及びがん患者への社会的支援を図る。

### (対 象)

第2条 京都府内の小・中学校、高等学校、特別支援学校、その他教育関係機関  
2 京都府内の企業・事業所

### (内 容)

第3条 授業及び講義(以下「授業等」という。)の内容は、原則次のとおりとする。

- (1) 事前アンケート
- (2) 医療関係者によるがんの病態、健康的な生活習慣等の講義
- (3) がん経験者による体験談
- (4) 意見交換
- (5) 事後アンケート

### (所要時間)

第4条 50分(実施先がグループワークを行う場合は100分)を基本とし、実施先の希望に応じて延長も可能とする。

### (経 費)

第5条 講師の報償費及び旅費並びに教材・資料に係る経費は京都府が負担する。

### (申し込み方法)

第6条 「<sup>いのち</sup>生命のがん教育推進プロジェクト事業」(様式1)依頼書により京都府健康福祉部健康対策課(以下「健康対策課」という。)に提出する。依頼書の提出は、別途健康対策課の定める期日までに提出すること。

### (実施報告)

第7条 事業実施後は、すみやかに「<sup>いのち</sup>生命のがん教育推進プロジェクト事業」実施報告書(様式1)を健康対策課に提出すること。

### (その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項は、健康対策課長が定める。

### (付則)

この要領は平成25年8月30日から施行する。  
この要領は平成26年2月27日から施行する。